

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月16日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第30号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 建築士事務所（第16条・第17条）</p> <p>（免許の申請）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において、法第4条第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第4条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、その旨を、二級</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第1章の2 <u>指定登録機関（第9条の2 第9条の13）</u></p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 建築士事務所（第16条 <u>第18条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（免許の申請）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 <u>前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において、法第4条第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</u></p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第4条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許</p>

改正前	改正後
<p>(木造)建築士登録事項変更届(様式第4号)により、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の届け出があった場合には、<u>名簿を訂正し、免許証を書き換えて申請者に交付する。</u></p> <p>(再交付の申請)</p> <p>第5条 二級建築士又は木造建築士は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級(木造)建築士免許証再交付申請書(様式第5号)にその事由を記載し、汚損した場合にはその免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定によって免許証の再交付を申請した後、失った免許証を発見した場合には、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。</p> <p>(死亡等の届出、免許取消しの申請及び免許証の返納)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2(第3号に掲げる</p>	<p>証明書(以下「免許証明書」という。)及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、<u>免許証又は免許証明書に記載された事項に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。</u></p> <p>3 前2項の規定による届出又は申請は、<u>免許証用写真を貼付した二級(木造)建築士登録事項変更届・免許証書換え交付申請書(様式第4号)により、行わなければならない。</u></p> <p>4 知事は、<u>第1項の届出があった場合には名簿を訂正し、第2項の申請があった場合には免許証を書き換えて申請者に交付する。</u></p> <p>(再交付の申請)</p> <p>第5条 二級建築士又は木造建築士は、<u>免許証又は免許証明書を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証用写真を貼付した二級(木造)建築士免許証再交付申請書(様式第5号)にその事由を記載し、汚損した場合にはその免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、<u>申請者に免許証を再交付する。</u></p> <p>3 二級建築士又は木造建築士は、<u>第1項の規定によって免許証の再交付を申請した後、失った免許証又は免許証明書を発見した場合には、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。</u></p> <p>(死亡等の届出、免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2(第3号に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>場合に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、二級(木造)建築士に係る欠格事由該当届(様式第5号の4)に、免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>4 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、二級(木造)建築士免許取消申請書(様式第6号)に免許証を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。</p> <p>(免許証の領置)</p> <p>第9条 知事は、法第10条第1項の規定によって二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することができる。</p>	<p>場合に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、二級(木造)建築士に係る欠格事由該当届(様式第5号の4)に、<u>免許証又は免許証明書</u>を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>4 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、二級(木造)建築士免許取消申請書(様式第6号)に<u>免許証又は免許証明書</u>を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、<u>免許証又は免許証明書</u>を知事に返納しなければならない。</p> <p>(免許証等の領置)</p> <p>第9条 知事は、法第10条第1項の規定によって二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して<u>免許証又は免許証明書</u>の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することができる。</p> <p>第1章の2 指定登録機関</p> <p>(指定の申請)</p> <p><u>第9条の2 法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>名称及び代表者の氏名並びに住所</u></p> <p>(2) <u>法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地</u></p> <p><u>(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款及び登記事項証明書</u></p> <p><u>(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。</u></p> <p><u>(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</u></p> <p><u>(4) 申請に係る意思の決定を証する書類</u></p> <p><u>(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類</u></p> <p><u>(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類</u></p> <p><u>(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類</u></p> <p><u>(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面</u></p> <p><u>(9) その他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p><u>(名称等の変更の届出)</u></p> <p><u>第9条の3 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>等登録事務を行う事務所の所在地</u></p> <p>(2) <u>変更しようとする年月日</u></p> <p>(3) <u>変更の理由</u></p> <p><u>( 役員の選任及び解任の認可の申請 )</u></p> <p><u>第9条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名</u></p> <p>(2) <u>選任又は解任の理由</u></p> <p>(3) <u>選任の場合にあっては、その者の略歴</u></p> <p><u>2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。</u></p> <p><u>( 登録事務規程の認可の申請等 )</u></p> <p><u>第9条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>変更しようとする事項</u></p>

改正前	改正後
	<p>(2) <u>変更しようとする年月日</u></p> <p>(3) <u>変更の理由</u></p> <p><u>(事業計画等の認可の申請等)</u></p> <p><u>第9条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 変更しようとする事項</u></p> <p><u>(2) 変更しようとする年月日</u></p> <p><u>(3) 変更の理由</u></p> <p><u>(登録状況の報告)</u></p> <p><u>第9条の7 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数</u></p> <p><u>(2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数</u></p> <p><u>2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。</u></p> <p><u>3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調整するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</u></p> <p><u>（不正登録者の報告）</u></p> <p><u>第9条の8 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正の手段</u></p> <p><u>（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）</u></p> <p><u>第9条の9 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲</u></p> <p><u>(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>休止又は廃止の理由</u>  <u>(指定登録機関への書類の交付)</u></p> <p><u>第9条の10 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第5条の2、法第8条の2又は第6条第5項の規定による届出 当該届出に係る事項</u></p> <p><u>(2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)第40条第4項又は同令第43条第4項の規定による報告書の送付 同令第40条第2項第2号イ又は同令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項</u></p> <p><u>(3) 第15条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項</u></p> <p><u>(免許の取消し等の処分の通知)</u></p> <p><u>第9条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 処分を受けた者の登録番号および登録年月日</u></p> <p><u>(2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所</u></p> <p><u>(3) 処分の内容及び処分を行った年月日</u></p> <p><u>(公示)</u></p>

改正前	改正後
	<p>第9条の12 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、<u>県公報で告示することによって行う。</u></p> <p>(規定の適用)</p> <p>第9条の13 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第2条、第4条、第5条、第6条第6項、第7条及び第8条の規定の適用については、<u>第1条第1項中「(様式第1号。）」とあるのは「(様式第1号に準じて作成した指定登録機関の定める様式。）」と、同項、第2条、第4条第1項及び第4項、第5条、第6条第6項並びに第7条の規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「二級建築士免許証(様式第2号)又は木造建築士免許証(様式第3号)(以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書(様式第2号又は様式第3号に準じて作成した指定登録機関の定める様式。以下「免許証明書」という。）」と、第4条第1項中「二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。）」とあるのは「免許証明書」と、第4条第2項及び第5条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第4条第3項中「(様式第4号)」とあるのは「(様式第4号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」と、同条第4項及び第5条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「(様式第5号)」とあるのは「(様式第5号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第5項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第9条の10第1号の規定により前条第5項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第8条中「(様</u></p>

改正前	改正後
<p>(建築士事務所廃止届)</p> <p>第17条 略</p>	<p><u>式第9号)</u>」とあるのは「<u>(様式第9号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)</u>」とする。</p> <p>(建築士事務所廃止届)</p> <p>第17条 略</p> <p>(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)</p> <p>第18条 前2条の規定は、<u>法第26条の3第1項の規定により知事が指定する指定事務所登録機関が、同項に規定する事務所登録等事務を行う場合に準用する。この場合において、第16条中「(様式第11号)」とあるのは「(様式第11号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」と、前条中「(様式第12号)」とあるのは「(様式第12号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」とする。</u></p>

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

<p>二級(木造)建築士免許申請書</p> <p>〔記入注意〕数字は、算用数字を用い、欄は記入せず、のある欄は、該当するの中にレ印をつけてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。</p>		<p>佐賀県収入証紙貼付欄</p>	<p>免許証用写真貼付欄</p> <p>1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。</p> <p>2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。</p>
<p>私は、二級(木造)建築士の免許を受けたいので、申請します。私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (署 名)</p> <p>佐賀県知事 様</p>			
ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日生 性別 男 女
本籍			
現住所			
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年		
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号 第 号
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 いる いない		
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日		
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ない あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日		
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない あるときは、その日 年 月 日		
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで		
審査	<p>経由庁記載欄</p> <p style="text-align: right;">責任者(職氏名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>		
登録番号		登録年月日	年 月 日 受付番号

様式第2号(第2条関係)

(表)

二級建築士免許証

氏名

年 月 日生

二級建築士登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により二級建築士の  
免許を与えたことを証する。

年 月 日

佐賀県知事

写真

縦 3.0 cm

横 2.4 cm

印

8.5センチメートル

5.4センチメートル

(裏)

講習受講履歴

講習の種別	修了年月日	修了証番号

7.5センチメートル

4.2センチメートル

様式第3号(第2条関係)

(表)

木造建築士免許証

氏名

年 月 日生

木造建築士登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により木造建築士の  
免許を与えたことを証する。

年 月 日

佐賀県知事

写真

縦 3.0 cm

横 2.4 cm

印

8.5センチメートル

5.4センチメートル

(裏)

講習受講履歴

講習の種別	修了年月日	修了証番号

7.5センチメートル

4.2センチメートル

様式第4号（第4条関係）

二級（木造）建築士登録事項変更届・免許証書換え交付申請書

私は、この度下記のとおり登録事項に変更が生じたので建築士法施行細則第4条  
 〔第1項〕の規定により 〔届け出ます。〕  
 〔第2項〕の規定により 〔申請します。〕

年 月 日

佐賀県知事 様

登録者住所  
氏 名

記

登録事項		変更
ふりがな 氏名		
生年月日		
性別		
登録番号		
登録年月日		
変更年月日		
変更の理由		
摘要	佐賀県収入証紙貼付欄 免許証の書換え交付申請の場合のみ	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。

様式第5号（第5条関係）

二級（木造）建築士免許証再交付申請書

私は、この度免許証を汚損、亡失しましたので下記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所  
氏 名

記

ふりがな 氏名		
生年月日		
性別		
登録番号		
登録年月日		
汚損又は亡失の 年月日		
汚損又は亡失の 理由（具体的に詳 しく記入するこ と。）		
摘要	佐賀県収入証紙貼付欄	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮 影した無帽、正面、上半 身、無背景の縦4.5cm、 横3.5cmの写真の裏面に 氏名及び撮影年月日を 記入し、のりで貼り付け てください。 2 貼り付けた写真は免 許証に転写されます。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条、第 4 条から第 6 条まで、第 9 条、第 9 条の 13、第 18 条及び様式第 1 号から様式第 5 号までの改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則による改正前の様式第 2 号及び様式第 3 号（以下「旧様式」という。）による二級建築士免許証及び木造建築士免許証は、この規則による改正後の様式第 2 号及び様式第 3 号（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、第 4 条第 3 項の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付の申請とみなす。